

大臣 31  
次官  
事務次官  
人事課長

341

(總) 1755

極秘 館長符號

松岡 外務大臣

野村大使

第四四號

往三 第三八四號ニ宛シ

五月三十一日先方ヨリ提出ノ了解案ニ付日月頭往書ノ

通り内訓令ノ趣ニ依リ折衝ヲネセラルカ

外務省

日本經濟年報 1934

IMT 265

151

1821

五月三十一日先方ヨリ提出ノ了解案ニ付日月頭往書ノ通り内訓令ノ趣ニ依リ折衝ヲネセラルカ

151

IMT 265





カシヤウ

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

今次米子事

(Unofficial, explanatory and mixed)

Commitment ト断リアリ) ハカシ 訓念ノ 坂名ト野雑

し本使トシテモ 其ノ不満足ナルモ 前記事情ニ依リ

立派ニ高申 スルカオナリ、尤モ米米中自衛権

及支那ノ交ハイニシテ (通商モ毛別待遇)

ニ因シ先方ノ徒不 主張モル 坂名ヲ交換スルヲ以テ取極メ

夕チテ事取ノ由申アリタルモ 尤モ事取ノ内容ニ付テハ事取

カシヤウ

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

カシヤウニシテハカシヤウノニシテハカシヤウノ「カシヤウニシテハカシヤウ」

今次米子事

(Unofficial, explanatory and mixed)

Commitment ト断リアリ) ハカシ 訓念ノ 坂名ト野雑

し本使トシテモ 其ノ不満足ナルモ 前記事情ニ依リ

立派ニ高申 スルカオナリ、尤モ米米中自衛権

及支那ノ交ハイニシテ (通商モ毛別待遇)

ニ因シ先方ノ徒不 主張モル 坂名ヲ交換スルヲ以テ取極メ

夕チテ事取ノ由申アリタルモ 尤モ事取ノ内容ニ付テハ事取







三、資金凍結令より日本より除外せし海軍  
 硬ニ至強ニテエマス  
 トスル所トスヘトフ傳達スル誤ニモ行カスト迄強  
 忍メ辱ル<sup>ガ</sup>又前ツ採リ兵ニ先方ハ蔣側ニ米不ノ米  
 情ノ孫ノ仇手事件ニ因スレテナルヲ以テ米子ノ答録  
 スト忍メ辱レリ而シテ我方ハオニオニ付テハ日支直接交  
 渉ノ孫ノ仇手事件ニ因スレテナルヲ以テ米子ノ答録  
 忍メ辱ル<sup>ガ</sup>又前ツ採リ兵ニ先方ハ蔣側ニ米不ノ米

丁テ被入ナシトイハセヨ  
 又ハ日本ハオニオニ付テハ日支直接交  
 渉ノ孫ノ仇手事件ニ因スレテナルヲ以テ米子ノ答録  
 忍メ辱ル<sup>ガ</sup>又前ツ採リ兵ニ先方ハ蔣側ニ米不ノ米  
 情ノ孫ノ仇手事件ニ因スレテナルヲ以テ米子ノ答録  
 忍メ辱ル<sup>ガ</sup>又前ツ採リ兵ニ先方ハ蔣側ニ米不ノ米





ノ法ニテ日本政府ノ裁量ヲ確カメントスルノ要意ニト  
解セルルハ即多シ

四、本件ニ関スル白米ノ主張ハ幾隔アルモ折衝ノ餘  
地ナキニテ且ト諸般ノ情勢ニ鑑ミ本使トシテ今  
直ニ交渉ヲ打切ニサル方有利ナリト思ハスモ若シ  
中央ニ於テ交渉打切ノ決定アルニテハ米子政府  
ハ返國全疎ヲ「エンバゴ」ノ強化等対日強硬策

ハ本件ニ関スル日米子政府ノ交渉ハ

ハ本件ニ関スル日米子政府ノ交渉ハ

ハ本件ニ関スル日米子政府ノ交渉ハ

ハ本件ニ関スル日米子政府ノ交渉ハ

ハ本件ニ関スル日米子政府ノ交渉ハ

ハ本件ニ関スル日米子政府ノ交渉ハ

ハ本件ニ関スル日米子政府ノ交渉ハ

ス(終)

ヲ採用スルニ至ルニトテ、  
要ノ場合ニ至ルニテ、  
請スルニテ、  
必要ナリト信

ハ、  
申スルニ、  
直ニ、  
此ノ、  
四ノ、  
前ノ